

パブリック・コメント手続(意見募集)

消防用設備等の設置、危険物の規制及び
火災予防条例に係る指導指針の改正について

意見募集期間

令和7年(2025 年)

1月 14 日(火)～2月3日(月)

お問い合わせ先：横須賀市消防局予防課

電話 046-821-6465(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

消防用設備等の設置、危険物の規制及び火災予防条例に係る指導指針の改正について

横須賀市消防局では、消防用設備等の設置、危険物の規制及び火災予防条例に係る指導指針について、これまでの技術開発や法令改正を踏まえた見直しを行い公表することで、本市の火災予防行政の明確化、公平性及び透明性の向上を図るため、これらの指導指針を改正することとしました。

このたびのパブリック・コメント手続は、これらの指導指針に対してご意見を伺うものです。

なお、指導指針には、法令・条例の解釈、日本消火装置工業会等が策定する基準及び本市の行政目的を実現するために定めた行政指導が含まれますが、パブリック・コメントの対象となるのは「行政指導」の部分となります。

《改正する指導指針》

- (1)「消防用設備等審査基準」……………消防用設備等の設置に係る指導指針
- (2)「危険物審査基準」……………危険物の規制に係る指導指針
- (3)「火災予防条例の解説・審査基準」…火災予防条例に係る指導指針

【目次】

- ◆意見の提出方法…………… 3
- ◆消防用設備等審査基準……………別冊1
- ◆危険物審査基準……………別冊2
- ◆火災予防条例の解説・審査基準 ……別冊3

意見の提出方法

1 提出期間 令和7年(2025年)1月14日(火曜日)から
令和7年(2025年)2月3日(月曜日)まで

2 宛 先 消防局予防課予防係

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・消防局予防課(横須賀市消防局庁舎5階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市消防局予防課

ウ ファクシミリ

046-821-8405

エ 電子メール

g-fb@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。